【改定】八潮市人権施策推進指針

―人権尊重社会の実現のために―

【履 歴】

平成17年6月(初版) 平成28年3月(第2版)

八潮市

平成28年3月

21世紀は、「人権の世紀」ともいわれ、すべての人々の人権が尊重され、平和で豊かな社会を実現するために、国内社会はもとより、国際社会においても多くの取り組みがなされてきました。

本市におきましても、人権尊重社会の実現のため、平成10年(1998年)12月に「八潮市人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、平成12年(2000年)3月に「人権教育のための国連10年八潮市行動計画」を策定いたしました。さらに、この行動計画の終了に伴い、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の基本理念に則り、平成17年(2005年)6月に「八潮市人権施策推進指針」を策定し、すべての市民が、お互いの人権を尊重し合い、差別のない明るい社会をつくるため、あらゆる場を通じて人権教育・啓発に努めてまいりました。

しかしながら、子どもや高齢者への虐待、女性への暴力、インターネットを悪用した人権侵害事件の発生等、人権問題は複雑・多様化するとともに、東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故により避難された方々への人権の配慮等の新たな課題も生じています。

このような社会情勢の変化や、平成26年(2014年)に埼葛郡市人権施策推進協議会が行った「人権に関する意識調査」の結果等を踏まえ、「(改定)八潮市人権施策推進指針」を策定いたしました。

今後は、この新たな指針に基づき、市民及び関係団体の皆様と連携を図りながら、一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現のために、人権教育・啓発を推進してまいります。

平成28年3月

八潮市長 大山 忍

目 次

第1章 指針の改定にあたって	1
第2章 指針改定の背景	2
1. 国際社会の動き	2
2. 国内の動き	3
3. 埼玉県の動き	4
4. 八潮市における取り組み	4
第3章 基本理念	5
第4章 趣旨	6
第5章 現状の課題と基本方針	7
1. 同和問題	8
2. 女性の人権	10
3. 子どもの人権	
4. 高齢者の人権	
5. 障がいのある人の人権	
6. アイヌの人々の人権	
7. 外国籍の人の人権	19
8. HIV感染者・ハンセン病患者等の人権	21
9. 刑を終えて出所した人の人権	22
10. 犯罪被害者やその家族の人権	23
11. インターネットによる人権侵害	24
12. 北朝鮮当局による拉致問題	25
13. 災害時における人権への配慮	26
14. その他の人権問題	27
第6章 人権教育・啓発の推進	28
1. あらゆる場を通じた人権教育	28
(1)学校教育における人権教育	28
(2)社会教育における人権教育	29
(3)家庭における人権教育	29
(4)企業における人権教育	30
(5)行政における人権教育	30
(6)福祉・医療関係者における人権教育	30

2. 効果的な啓発活動の実施	30
(1)効果的な手法の採用	31
(2)視聴覚教材の整備	31
(3)人権情報の提供	31
(4)推進体制の整備	31
3. 連携体制	31
(1)国・県との連携	31
(2)近隣市町との連携	32
(3) 民間団体との連携	32
第7章 計画の推進	33
1. 目標の達成	33
2. 推進体制の整備	33
3 目直	33

【資料】

- ·世界人権宣言
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

第1章 指針の改定にあたって

―人権尊重社会の実現のために―

本市では、平成12年(2000年)3月策定の「人権教育のための国連10年八潮市計画」 (以下、「八潮市行動計画」という。)を継承し、さらに「人権教育及び人権啓発の推進に関す る法律」(以下、「人権教育・啓発推進法」という。)の基本理念に則り、本市における人権問題 の現状を明らかにするとともに、今後も取り組むべき人権教育・啓発の基本的な方向をまとめ た「八潮市人権施策推進指針」を平成17年(2005年)6月に策定しました。

指針策定以降、本市では様々な人権課題に対応するため、教育、啓発及び相談等の施策 を常に市の重要課題として位置づけ、実施してきました。

しかし、私たちの身の周りには、我が国固有の人権問題である同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国籍住民等の人権にかかわる深刻かつ重大な問題が現在もなお存在しています。また、科学技術の進歩や急速な情報化の進展により、インターネットを悪用した差別事件、司法書士や行政書士等による戸籍等の不正取得等の事案が後を絶ちません。

このような社会情勢の変化に適切に対応するため、八潮市では、人権施策の一層の推進を図るとともに、人権に対する理解を深め、取り組みを進めるために「八潮市人権施策推進指針」の改定を行うものです。

第2章 指針改定の背景

1. 国際社会の動き

冷戦終了後、東西対立の崩壊とともに、世界各地で地域紛争やこれに伴う顕著な人権侵害により、難民発生等の深刻な問題が表面化しました。しかし、一方で東西対立の崩壊は、国際社会全体での議論を可能とする環境をつくり出し、人権に取り組む気運が高まりました。

国際的には、人類は第2次世界大戦という世界的な規模の戦争を経験し、世界各地で多くの犠牲者をだす結果となり、世界各国の呼びかけで昭和20年(1945年)に国際連合が結成され、昭和23年(1948年)には、人権の確立を通じて平和な社会を築くため、世界人権宣言が採択されています。

この世界人権宣言の理念を実現するために、国際連合では「あらゆる形態の人種差別の 撤廃に関する国際条約」をはじめとする数多くの宣言や「国際人権規約」、「女子に対するあら ゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」等を採択するとともに、 「国際人権年」、「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」等を通じて各国に人権確立 への取り組みを呼びかけてきました。

平成元年(1989年)のベルリンの壁の崩壊に代表される東西冷戦構造の終結は、人権問題に関する国際連合の取り組みに大きな影響を与えました。また東西対立の崩壊とともに人種・民族・宗教等の違いから生じる対立が一挙に表面化し、地域紛争を招き、世界各地で深刻な人権侵害をもたらしています。

そして、このことがきっかけとなり、人権問題があらためて国際的な関心事となり、世界人権会議の開催、国連人権高等弁務官の設置、そして「人権教育のための国連10年」の取り組みへとつながってきました。

また、平成16年(2004年)12月国連総会において「人権教育のための国連10年」のフォローアップとして「人権教育のための世界プログラム」が採択され、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在しない」という教訓のもと、これからの地域社会のキーワードになる"人権"を国際社会の共通課題として、「人類の共生」、「人間の発展と安全」に取り組んでいます。

2. 国内の動き

我が国では、国際社会の一員として、人権に関する多くの条約に加入しています。世界平和の実現のために、国際社会の一員としての役割を積極的に果たしていくことは、平和憲法を持つ我が国の重要な責務です。

一方、国内に目を向けたとき、同和問題をはじめとする、女性、子ども、高齢者、障がいの ある人及び外国籍住民等多くの人権問題が生じています。

このような中、我が国においては、平成7年(1995年)12月に人権問題に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的として、内閣総理大臣を本部長とした「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、平成9年(1997年)7月に「人権教育のための国連10年国内行動計画」(以下「国内行動計画」という。)を策定しました。

国はこの計画を踏まえ、「日本社会には依然として様々な人権問題が存在している」という 認識のもとに「広く国民の間に多元的文化、多様性を容認する『共生の心』を醸成する」、「人 権教育を進めるに当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取 り組みを強化するとともに、本10年の展開において、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問 題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人等の重要課題に取り組む こと」として実施されてきました。

平成11年(1999年)7月に出された人権擁護推進審議会答申では、「こうした様々な人権問題を改善するためには、国民一人ひとりに人権意識やその重要性を認識するための、人権教育・啓発が必要である」とされました。

また、この答申を受け、人権教育・啓発に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにした「人権教育・啓発推進法」が平成12年(2000年)11月に制定され、同年12月に施行されました。

さらに、「人権教育・啓発推進法」に基づき、平成14年(2002年)3月には「人権教育・啓発に関する基本計画」(以下「基本計画」という。)が策定され、人権尊重社会の実現に向け、人権教育・啓発に関する各種の施策が展開されています。この基本計画は、平成23年(2011年)4月に一部が変更され、「北朝鮮当局による拉致問題等」に関する事項が加わり、人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとされました。

その他の法としては、平成11年(1999年)に「男女共同参画社会基本法」、平成12年(2000年)に「児童虐待の防止等に関する法律」、平成13年(2001年)に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、平成14年(2002年)に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」、平成16年(2004年)に「発達障害者支援法」、平成17年(2005年)に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」等、幅広い分野についても法による救済が及ぶように、人権に関する諸法が整備されてきました。

また、平成28年(2016年)4月に施行する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する 法律」(障害者差別解消法)では、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮、差別を解消す るための支援措置等様々な取り組みが実施されます。

3. 埼玉県の動き

埼玉県では、埼玉県長期ビジョンや埼玉県新5ヵ年計画において、「人権尊重の社会づくり」 を目指して、「差別を許さない県民運動」をはじめ、差別のない明るい社会を実現するための 様々な施策が推進されました。

平成14年(2002年)2月には「彩の国5ヵ年計画21」が策定され、さらに、同年3月には「全ての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現を目指して「埼玉県人権施策推進指針」を策定し、様々な施策が展開されてきましたが、その後の社会情勢の変化に適切に対応するため、平成24年(2012年)3月に「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現する」ことを基本理念とした「(改定)埼玉県人権施策推進指針」を策定し、人権教育・啓発を総合的に進めています。

4. 八潮市における取り組み

本市では、市総合計画基本構想・基本計画に基づく「人権を尊重する社会づくり」を目指し、 同和問題をはじめとした様々な人権問題の解決に向けた取り組みを進めてきました。

これまでにも、平成7年(1995年)9月には、八潮市議会において「人権擁護に関する決議」が行われ、さらに、関係部局相互の緊密な連携及び協力を確保し、総合的かつ効果的な人権教育の推進を図るため、平成10年(1998年)に市長を本部長とする「八潮市人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、「人権教育のための国連10年八潮市行動計画」を策定しました。

平成17年(2005年)3月に国内行動計画が終了することに伴い、八潮市行動計画も終了することになりましたが、本市においては、八潮市行動計画の趣旨を継承し、「人権教育・啓発推進法」の基本理念に則り、人権という普遍的文化を確立するということを目的に、平成17年(2005年)4月に「八潮市人権施策推進本部」を設置し、平成17年(2005年)6月に「八潮市人権施策推進指針」を策定しました。

以後、この指針に基づき、市民、関係団体の皆さんと連携を図りながら、一人ひとりの人権が尊重される社会実現のために、人権教育・啓発を積極的に推進しています。

しかしながら、現代社会においては、少子高齢化の進行やインターネットの普及による高度情報化の進展等の社会情勢の変化に伴い、新たな人権課題が発生しています。こうした状況に対応するため、平成28年(2016年)3月に「(改定)八潮市人権施策推進指針」を策定し、「人権尊重社会の実現」を目指し、人権尊重の視点に立った施策を推進していきます。

第3章 基本理念

人権は、誰もが生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくための誰からも侵されることのない権利であり、基本的人権に基づくものです。

人権が尊重される社会は、一人ひとりの尊厳が認められ、個人が個人として輝いて生きていける社会です。しかし、私たちの社会には様々な尺度で「違い」をつくり、そのことによって人間の尊厳をないがしろにすることがあります。

「違う」ということで差別したり、排除したりすることは、人間の尊厳を犯すことであり、重大な人権侵害です。このような事が起こらないよう人権教育・啓発を総合的に推進していくことが必要となります。

人権教育の推進の目標は、一人ひとりが自立し人間としての尊厳を自覚し、お互いを認め合いながら共生することのできる社会の実現です。

また、本市が目指す人権教育は、市民の皆さんが自らの学習によって人間性を培うことから始まり、人と人とのふれ合いが、市民のネットワークとなり、そして市民一人ひとりが新たな人権意識を創りだし「思いやり」、「いたみ」、「やさしさ」、「互いの立場」や「認めあう心」を大切にすることです。つまり、人権教育は「人づくり」であり、真に差別のない人権尊重の社会を目指し、人権教育・啓発の推進に努めます。

第4章 趣旨

この指針は、平成6年(1994年)の第49回国連総会で報告された「国連10年行動計画1995年~2004年(平成7年~16年)」の趣旨を踏まえ、平成12年(2000年)12月に施行された「人権教育・啓発推進法」に基づき、埼葛郡市12市町と連携しながら同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国籍住民等への差別等、あらゆる差別を無くし、すべての人が個性を認められ、個人として尊重される豊かな「人権の文化」を築き上げるため、本市における人権教育・啓発に関する重点施策として位置づけるものであり、目標及び施策の方向性を示すものです。

(1)人権を尊重し合う社会の構築のために

この指針は、人権についての知識を提供するだけではなく、同時に人権尊重の社会を築く ためのスキル(技術・技能)を分かち、伝え、人権尊重の精神・心構えを育むものでなくてはな りません。

(2)生活の中で人権を考える

人権問題は、普段の生活の中にある問題であり、決して特定の人の特定の問題ではありません。人権について、自分自身の問題として捉え、市民が主体的に学び、その成果が生活のあらゆる面で実践されることが「人権文化」の構築につながります。

(3)各種団体の主体的な取り組みの推進

市内の民間事業所や各種団体においても、人権教育・啓発の取り組みを主体的に推進できるよう、働きかけをする必要があります。

(4)総合的な取り組み

市のあらゆる施策の実施にあたっては、この指針や平成11年(1999年)7月29日に人権 擁護推進審議会から出された「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教 育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申を踏まえ、 人権教育・啓発を総合的に推進します。

第5章 現状の課題と基本方針

人権問題は、この社会の現実の問題であり、家庭、学校、地域、職場等のあらゆる場における社会生活において生じる普遍的な課題です。人権教育・啓発を具体的に展開するためには、私たちの身のまわりの人権問題の現状を把握しておくことが必要です。

ここでは、全般的な人権問題についての議論を深める手がかりとして、本市における現状の課題と今後の取り組みという観点から述べていきます。

人権教育・啓発を進めるにあたっては、各課題に対する正しい理解と認識を深め、解決に つなげていくことが大切です。

人権問題は幅が広く、奥行きの深い問題であり、本市における重要課題に限られるものではありませんが、様々な人権問題を学習することによって、人権感覚を養い、あらゆる人権問題の解決につなげることが大切です。

なお、現状を把握するため、平成26年(2014年)11月に埼葛郡市12市町(※)で実施しました、「人権に関する意識調査」の結果を踏まえ、人権問題のそれぞれが持つ重要課題に対し、法の下の平等、個人の尊厳を普遍的な視点から捉え、それぞれの問題に応じた解決を図るための諸施策を積極的に推進します。

埼葛郡市12市町

三郷市・八潮市・越谷市・吉川市・春日部市・杉戸町・宮代町・松伏町・久喜市・幸手市・ 蓮田市・白岡市

1. 同和問題

【現状と課題】

我が国は、国民的課題である同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決を目指し、差別 と偏見の解消を図るための各種事業を実施してきました。

昭和44年(1969年)には、同和対策事業特別措置法が制定され、その後、33年間にわたる特別対策事業により、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は概ね完了するなど、様々な面で存在していた格差は大幅に改善されたことから、国においては平成14年(2002年)に特別措置法に基づく事業を終了し、「人権教育・啓発推進法」により、人権教育・啓発を中心とした施策が一般対策事業として行われています。

しかし、近年においても、身元調査を目的とした戸籍関係書類の不正取得事件や、インターネットの掲示板等における差別的な書き込みなどが発生しているほか、結婚や就職等の面で差別事件が発生しています。

また、同和問題を口実とする不法、不当な行為や要求を行う、いわゆる「えせ同和行為 (※)」の横行が、同和問題に対する誤った意識を植え付けることになっているなど、解決しな ければならない課題はまだ残されています。

平成26年(2014年)に埼葛郡市12市町で行った意識調査では、「住宅の購入や生活環境を選ぶ際に、仮にその場所が同和地区であった場合」との質問に対し、「気にする」または「どちらかといえば気にする」と答えた人は、合わせて40.6%で、「気にしない」または「どちらかといえば気にしない」と答えた人を合わせると37.4%と、同和地区であったことへの偏見を持っている人が上回っており、依然として同和問題に関する差別意識が根強く残っている結果が判明しました。

すべての市民の正しい理解と認識を得るべく、身近で具体的な課題を取り上げ、一人ひとりが同和問題を自分の問題として捉えられるような教育・啓発活動を積極的に推進していくことが必要です。

えせ同和行為

同和問題を口実にして、企業・個人や行政機関などに対して行われる不法、不当な行為や要求のこと。

【基本方針】

我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法によって保障された基本的人権の尊重に抵触する最重要課題です。同和問題を一日も早く解決することは、行政の責務であり国民的課題です。

しかしながら、実態的差別が相当改善されたにもかかわらず、心理的差別は依然として根強く残されています。

本市では、八潮市同和行政の基本方針及び八潮市同和教育の基本方針を策定しており、 この方針に基づき、同和問題を一日も早く解決するため、人権同和教育及び啓発を推進しま す。

(1)特別対策の終了による一般対策への移行

平成14年(2002年)3月には時限立法であった「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効し、同和対策は特別対策から一般対策に移行しました。

しかしながら、この一般対策への移行に関しては、本市においては、同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するという解釈ではなく、従来にもまして基本的人権の尊重という目的をしっかり見据え、今後も引き続き積極的に同和行政を推進していくことに変わりはありません。

(2)人権行政及び人権教育の最重要課題としての同和行政

同和問題の解決は、国・地方公共団体の責務であり、一日も早く解決しなくてはならない国 民的課題であるとともに、国際社会全体の問題です。

このため、差別が存在する限り行政の責務として、人権行政の中に同和行政を埋没させることなく、人権行政及び人権教育の最重要課題として積極的に同和行政を推進します。

(3)差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進

同和行政の推進にあたっては、第5次八潮市総合計画に定められた「人権を尊重する社会づくり」の実現を目指すため、これまでの同和教育や啓発活動によって積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、差別解消に向けて積極的に推進します。

2. 女性の人権

【現状と課題】

我が国においては、昭和60年(1985年)の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准以降、平成11年(1999年)に「男女共同参画社会基本法」、平成13年(2001年)に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV 防止法)」、平成27年(2015年)には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が策定されるなど、男女共同参画を推進していくための法制度等の整備が進められています。

本市では、平成5年(1993年)に「八潮市男女平等計画」を策定し、また平成16年(2004年)に「八潮市男女共同参画推進条例」を施行し、性別にとらわれることなく、互いに尊重し合い、自分らしく能力を発揮できる男女共同参画社会(※)の実現に向けて、男女共同参画の推進に関する施策を進めてきました。さらに、これまでの取り組みを長期的な観点から見つめ直し、改善すべき課題や新たに取り組む課題に対応するため、平成28年(2016年)に「第4次八潮市男女共同参画プラン」を策定し、全ての人の人権が尊重された男女共同参画社会の実現に向けて、計画的に推進しています。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会慣行は依然として存在しており、社会の様々な分野において男女間の格差がみられ、男女共同参画社会の実現には多くの課題が残されています。

平成26年(2014年)に埼葛郡市12市町で行った意識調査では、「女性の人権が尊重されないと感じるのは」との質問に対し、「職場での差別待遇(採用、昇格、賃金など)」、「男女の固定的な性別役割分担意識を押し付ける」、「女性への性暴力」という回答がいずれも50%を超えています。

これらの課題を解消し、誰もが自分らしく輝いて暮らすためには、社会のあらゆる意思決定の場への女性の参画が必要です。

男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

【基本方針】

男女共同参画社会を推進していくためには、あらゆる分野において男女共同参画の視点を持って施策を検討し、展開していくことが必要です。このため「八潮市男女共同参画推進条例」に定められている基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現を目指します。

(1)男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別を理由とした差別的取扱いを受けないこと、 個人としての能力を発揮する機会が平等になることを目指します。

(2)性別による固定的役割分担意識の見直し

性別による固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行が見直され、男女が互いに平等で 相互に尊重することのできる社会を目指します。

(3) 意思決定の場への共同参画

市における政策、又は事業者活動の計画の立案・決定に積極的に参画する機会が確保されることにより、男女が対等で相互に尊重しつつ協働できる社会を目指します。

(4)家庭生活と社会生活における活動の両立

一方の性に偏りがちな子育て、家事、介護等の家庭生活や、職場、学校等の社会生活に、 男女が互いに協力し合いながら責任を持ち活動することのできる社会を目指します。

(5)あらゆる形態の暴力の根絶

家庭、職場、学校、地域等社会のあらゆる場からドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、その他のあらゆる形態の暴力を根絶させることを目指します。

(6)性と生殖に関する健康と権利の尊重

生涯を通じて男女が互いの性を理解し合いながら、健康な生活を営む権利が確保され、妊娠、出産等、性と生殖に関しては女性の身体的機能を配慮して、女性の自己決定が尊重されることを目指します。

(7)国際社会の一員としての男女共同参画の推進

国際社会の動向に留意するとともに、男女共同参画の推進を目指します。

3. 子どもの人権

【現状と課題】

次代を担う子どもたちの健全な育成は、すべての人々の願いです。

平成元年(1989年)国連総会において、18歳末満のすべての子どもの基本的人権を尊重することを目的に「児童の権利に関する条約」が採択されました。この条約は今もなお、貧困・虐待等の状況におかれている多くの子どもたちの尊厳を守り、国際的に保障推進されており、我が国においても平成6年(1994年)4月に批准しました。

しかしながら、子どもを取り巻く環境には、虐待、いじめ、商業的性的搾取等子どもの人権 を侵害する状況が見受けられます。また、ひとり親家庭の児童の養育や生活状況についての 不安も増えており、核家族や子育て世代の親の幼児虐待等が懸念されます。

平成26年(2014年)に埼葛郡市12市町で行った意識調査では、「子どもの人権が尊重されないと感じるのは」との質問に対し、「保護者による子どもへの虐待・暴力」、「仲間はずれや無視、身体への直接攻撃や相手が嫌がることの強制・強要」、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬ振りをする」という回答がいずれも50%を超えています。

また、子どもたちは、自然とふれあいながら遊ぶ機会や子ども同士でふれあう機会が減少し、子どもの自主性や社会性が育ちにくくなっています。さらに、女性の社会進出や就労形態の多様化により、保育を必要とする乳幼児が増加し、子育てへの不安が高まっています。また、放課後等に保護者のいない家庭が増加していること、異なる年齢の子どもたちが交流する機会が減少していることなど、地域社会の育成力が低下してきています。

【基本方針】

少子化・核家族化の進展や地域のつながりの希薄化等により、子育てを取り巻く地域や家庭環境が大きく変化する中、埼玉県では、「すべての子供の最善の利益」を目指して「子育ち」、「親育ち」を支援するとともに、地域全体での子育て支援を通じて、誰もが子供を生み育てることに喜びを感じられる社会づくりを目指し、平成26年(2014年)度に「埼玉県子育て応援行動計画」を策定しました。

本市でも、子育てを社会的に支援し、安心して子どもを産み育てる環境を整えていくため「子どもも 親も 輝けるまち やしお」を基本理念に掲げ、平成26年(2014年)度に「八潮市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

さらに、「児童権利宣言」、「児童の権利に関する条約」、「児童憲章」、「児童福祉法」の理念に基づき、子どもの人権が保障される社会を実現するため、あらゆる場を通じて人権教育を推進します。

(1)子どもの人権の尊重

人格を持った一人の人間として尊重し、子ども自身が権利の主体であるという認識を持ち、 子どもに対し自らの人権が保障されていることと、他人の人権についても尊重しなければなら ないことを教えます。

(2)環境の整備

いじめや虐待は、子どもの人権に関する重大な問題であり、家庭、学校、地域が連携し、いじめや虐待を許さない環境づくりに努めます。

(3) 商業的性的搾取の防止

子どもの商業的性的搾取の防止に努めます。

(4)子育て支援

保育所保育指針における「人権を大切にする心を育てる」ため、子どもの心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を関係課と連携しながら実施します。

また、地域社会における子育て支援を推進します。

4. 高齢者の人権

【現状と課題】

少子高齢社会を迎え、平成52年(2040年)には、高齢化率は38.0%(※)になると予測される中、本市の高齢化の状況は、平成26年(2014年)10月1日現在で高齢化率21.75%と全国平均26.0%(平成26年(2014年)10月1日現在)よりも低くなっていますが、今後、平均寿命の伸長と少子化等により高齢化が急速に進むことが予測されます。

こうした中、疾病等のために介護を必要としている高齢者に対する介護者の身体的・心理 的虐待をはじめ、高齢者の不動産や預貯金をその家族等が無断で名義変更するなどの経済 的虐待といった高齢者の人権問題が大きな社会問題となっています。

また、平成26年(2014年)に埼葛郡市12市町で行った意識調査では、「高齢者の人権が 尊重されないと感じるのは」との質問に対し、「悪徳商法や振り込め詐欺等の被害者が多い」、 「経済的な保障が十分でない」、「働ける能力を発揮する機会が少ない」という回答がいずれ も50%を超えています。

今後も「第5次八潮市総合計画」、「八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(※) 等に基づき、高齢者が住み慣れた我がまち「やしお」で安心して暮らしていけるよう施策を推進します。

(※)出典:地域別将来推計人口(国立社会保障·人口問題研究所平成25年(2013年)3月推計)

【基本方針】

「八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、「老い」について正しく理解・認識し、高齢者の尊厳を守りながら、高齢者の持つ豊かな経験や知識・技能などを活かせるような機会をつくり、世代間の交流を進めるとともに、生きがいに満ちた積極的な社会参加ができる体制を整えます。また、高齢者の虐待防止や意思能力にハンディキャップがある認知症高齢者の権利擁護についても施策を展開し、高齢者が安心して暮らせる社会を目指します。

(1)社会参加の促進

高齢者が長年培ってきた経験や知識・技能等を活かし、意欲を持って働くことができる社会 を実現するため、就業機会の確保のための啓発活動を行います。

(2)生きがい活動の促進

高齢者が地域や社会に目を向け、培われた経験や知識とともに新しい知識を吸収し、教養の向上といきがいを高めるため、高齢者の生涯を通した学習体制を整備します。また、高齢者と他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、様々な行事・レクリエーション等を通して世代間の交流に努めます。

(3)要援護高齢者の支援

地域包括支援センターによる介護等に関する相談・支援や民生委員による見守り、八潮市 高齢者支援ネットワークの充実により、虐待の早期発見を行うなど要援護高齢者の支援を行います。

(4)認知症対応施策の充実

認知症になっても、誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らせるよう、認知症に関する 正しい理解の普及、認知症の早期発見や状態に応じた相談等の認知症支援体制の充実に 努めます。

(5) 高齢者の人権を考えた教育・啓発の推進

すべての市民が高齢者問題を自分自身の問題として考え、一人ひとりが果たすべき役割を認識し、ノーマライゼーション(※)の理念のもと、高齢者の人権が尊重される社会を実現するため、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進します。

八潮市高齢者保健福祉計画 · 介護保険事業計画

第6期八潮市高齢者保健福祉計画·介護保険事業計画 計画期間:平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

ノーマライゼーション

高齢者や障がいのある人など、他の人々と同等に生活し、活動できる環境や制度等の 生活条件を作り出すこと。

5. 障がいのある人の人権

【現状と課題】

昭和56年(1981年)の「国際障害者年」以来、そのテーマである「完全参加と平等」の実現を目指して、今日まで障がいのある人を取り巻く環境や施策は大きく進展してきました。

国においては、平成19年(2007年)に署名した国連の「障害者の権利に関する条約」の 批准に向け、平成23年(2011年)に「障害者基本法」の改正、平成24年(2012年)に「障 害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の制定、平成25年(2013年)に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。こうした法整備を踏まえて、平成26年(2014年)には「障害者の権利に関する条約」に批准し、障がいの ある人の権利や尊厳を保護し、自立と社会参加の支援等のための施策が進められてきました。

本市においては、「八潮市障がい者行動計画・八潮市障がい福祉計画」(※)に基づき、「ともに生き、ともに支え合う地域づくり」を基本理念として、障がいのある人もない人も、互いに尊重し、支え合いながら生活できる地域づくりに取り組んできました。

一方、平成26年(2014年)に埼葛郡市12市町で行った意識調査では、「障がいのある人の人権が尊重されないと感じるのは」との質問に対し、「障がいのある人または障がいについての理解が十分でない」という回答が突出して高くなっています。

こうした中、平成28年(2016年)4月に施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、これまで以上に障がいや障がいのある人への正しい理解が必要となり、ノーマライゼーション社会の実現が求められています。

【基本方針】

「八潮市障がい者行動計画・八潮市障がい福祉計画」に基づき、障がいのある人の人権への十分な認識と理解を深めることで、障がいのある人への差別や偏見を解消し、「ともに生き、ともに支え合う地域づくり」を実現するため、次の視点に立った障がい者支援を推進します。

(1)利用者本位のサービスの実現

障がいのある人が自らの判断で自分に適したサービスを利用できるように、各種サービスに関する情報提供体制の充実を図るとともに、サービス利用に関する相談支援体制の整備を進めます。

(2) 自立して暮らし続けるための支援

地域の中で、障がいのある人が自立して生活できるような基盤づくりのために、福祉サービスの質的及び量的な充実に努めます。また、近年増加傾向にある中途障がい者、高齢化による本人や介護者への対応等、障がいのある人の自立生活を支える各種サービスの一層の充実に努めます。

(3)社会参加の推進

障がいのある人が、障がいのない人とともに、社会の様々な分野に積極的に参加できる社会を推進するために、障がいの状態や個性に応じた教育の場の提供や社会的・経済的に自立するため就労の機会の提供、スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動等の余暇活動に参加できる環境の整備等を進めます。

(4)安心して生活できるための支援

障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して必要なときに移動でき、快適に生活できるようユニバーサルデザイン(※)の考え方を基本とする地域福祉のまちづくりを推進します。

また、障がいのある人が安全・安心に地域で生活できるように、障がいのある人に対する 権利侵害や差別を防止し、障がいのある人の権利擁護のための取り組みを推進します。

(5)地域で支える福祉の推進

すべての人がかけがえのない個人として尊重される地域社会の実現のために、施設のバリアフリー(※)とともに心のバリアフリーの促進に努めます。市民にノーマライゼーションの理念の理解を深めてもらうために、学習機会の提供や各種行事等を通じて意識啓発を図るとともに、障がいのある人とない人との交流の機会を拡充し、地域での支え合いを推進します。

八潮市障がい者行動計画・八潮市障がい福祉計画

第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画 計画期間:平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍など人々がもつ様々な特性の違いを超えて、はじめからできるだけ全ての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザイン (計画・実行)していこうとする考え方。

バリアフリー

高齢者や障がいのある人等の生活や行動の妨げとなる障壁が除去された状態のことから、日常生活の中で存在するあらゆる障壁(住まい、こころ、まち、もの、情報、社会、交通)の除去といった、より広い意味で用いられている。

6. アイヌの人々の人権

【現状と課題】

アイヌ民族は、北海道等において、固有の言語、文化、生活習慣等を育んできました。

しかし、江戸時代の倭人商人による搾取、明治政府の同化政策による狩猟・漁猟の制限・禁止、アイヌ語の使用禁止、独自の風習の禁止等により、アイヌの人々の伝統的な社会や文化は打撃を受け、歴史や文化についての理解不足もあり、実際には偏見や差別を受けていました。

アイヌ民族としての地位の確立と民族復権の動きは、先住民族にかかわる国際的動向を背景として次第に高まりを見せ、平成9年(1997年)には呼称それ自体差別的であった明治32年(1899年)制定の「北海道旧土人保護法」を廃止し、アイヌ文化振興と伝統普及の施策に重点をおいた「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が成立しました。

また、平成20年(2008年)には「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で 採択されましたが、平成25年(2013年)に北海道庁が実施した生活実態調査の結果では、 アイヌの人々の人権の擁護と文化に対する理解は十分とはいえないのが現状です。

【基本方針】

アイヌの人々が不当な差別や偏見を受けることなく、アイヌ語やアイヌの伝統文化に対する 理解を深め、人権とアイヌ文化が尊重されるよう、人権教育・啓発を推進します。

人権尊重意識の普及

(1)アイヌ語やアイヌ伝統文化に対する理解を深め、アイヌの人々の文化を尊重します。

7. 外国籍の人の人権

【現状と課題】

我が国に在留する外国籍住民は、近年、アジアや南米からの渡航人数の増加とともに、国籍や、来日目的も多様化しています。

我が国で外国籍住民が円滑に活動し生活するためには、諸制度を利用することが必要ですが、これらの制度が外国籍住民に開かれたものとなっていても、言語、文化、生活習慣、制度等の違いから、実際に利用するうえで困難な面がみられます。

平成26年(2014年)に埼葛郡市12市町で行った意識調査では、「外国人の人権が尊重されないと感じるのは」との質問に対し、「習慣等が異なるため、地域社会で受け入れられにくい」、「就職活動や職場において不利な扱いを受ける」、「病院や公共施設に十分な外国語表記がないので、サービスが受けにくい」という回答が高くなっています。

このため、外国籍住民に対応可能な身近な相談窓口の必要性が高まってきていますが、このような相談窓口に求められている相談内容は、日常生活上のものから行政に対する苦情に至るまで広範囲であり、必要とされる言語力も様々です。

本市では、言葉や習慣の違い、情報不足等で、市民と外国籍住民との間で様々な問題が 生じていますが、市内に住む外国籍住民が日本の日常生活に馴染めるよう市民による自主 的・主体的な国際交流活動として、日本語教室等が実施されています。

また、近年では、県内でも特定の国籍や民族を対象とした誹謗・中傷行為が発生しており、 差別や偏見を受けることなく、安全・安心な住みやすい市を目指すために、効果的な啓発活 動や交流支援を継続的に推進していくことが必要です。

【基本方針】

様々な分野において国際化が進む中、市内に在住する様々な外国籍の人も増加傾向にあります。「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」の基本理念に基づき、外国籍の人が心理的偏見や差別を受けることのないよう、生活しやすい環境づくりに取り組み、人権教育・啓発を推進します。

(1)偏見や差別をなくすための啓発

外国籍住民への偏見や差別をなくすため、様々な場を活用して啓発を行います。

(2)外国語による生活情報の提供と支援ボランティアの育成

生活に必要な情報について、外国語で提供できるよう取り組みます。また、外国籍住民が日本の生活文化にスムーズに馴染めるよう支援を行う人材を育成します。

(3)地域における多文化共生の推進

外国と日本との文化や風習、生活習慣等の違いについて、相互理解を深める環境づくりを 推進します。また、多文化共生を推進する市民団体等の活動を支援します。

(4) 外国籍住民の交流事業への参加促進

市民活動や市と市民との協働事業の場を活用し、より多くの外国籍住民が交流する機会を持ち、参加を促進します。

(5)地方公務員の外国籍住民の採用

地方公務員については地方公務員法(昭和25年(1950年)法律第261号)上、日本国籍 を要する旨の規定はありませんが、地方公務員にも国家公務員と同様に当然の法理の適用 があり、本市においては、その法理に基づき、外国籍住民を採用しています。

(6)国際平和についての意識の高揚

戦争の悲惨さと平和の尊さを伝え、平和意識の高揚に努めます。

8. HIV感染者・ハンセン病患者等の人権

【現状と課題】

HIV感染者・エイズ患者問題については、平成元年(1989年)に「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」の施行以来、プライバシー等の人権保護に配慮した取り組みを行ってきました。特に、12月1日の世界エイズデーを中心に、ポスターやパンフレット等で市民に対する啓発を行っています。

また、平成8年(1996年)4月1日に「らい予防法」が廃止されましたが、ハンセン病に対する差別や偏見が残っており、毎年6月下旬に実施される「ハンセン病を正しく理解する週間」において、ポスターやパンフレット等で市民に対する啓発を行っています。

しかし、現状では、HIV等の患者・感染者への誤解による差別や偏見があり、病気に関する正しい知識の普及啓発により、差別や偏見の解消に向け取り組んでいく必要があります。

【基本方針】

患者・感染者が病気を理由に不当な差別や偏見を受けることなく、人権とプライバシーが守られ、地域社会の中でいきいきと生活ができるよう、次の視点に立ちあらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進します。

HIV等の患者・感染者に対する正しい理解の普及

- (1)HIVやハンセン病等の感染症に対する正しい理解を深めるために啓発を推進します。
- (2)患者・感染者やその家族がいじめ等の不当な扱いを受けないような地域社会の形成に努めます。
- (3)雇用の場において、病気を理由とする不当な解雇等が生じないような社会意識を育みます。

9. 刑を終えて出所した人の人権

【現状と課題】

近年、殺人、強盗等の凶悪犯罪や傷害、暴行、脅迫等の粗暴犯罪が増加しています。

犯罪や非行には、本人だけではなく、広く家庭、職場、学校等地域環境等にも多くの要因があるため、行政だけではなく各分野の総合的な施策が必要です。

刑務所等の矯正施設に収容されていた人が、刑を終えて出所してきた場合、一般的には 冷たい視線でその人をとらえ、企業等への就職・復職が困難になってしまう状況が多分に見 受けられます。

刑を終えて出所してきた人の社会復帰には、保護司だけでなく周囲の人々の理解と協力が 不可欠になります。

【基本方針】

刑を終えて出所した人たちやその家族に対する偏見や差別をなくし、これらの人の社会復帰に資するためには、まわりの人々の理解と協力が大切であることから、あらゆる場を通じて人権教育・啓発の推進に努めます。

刑を終えて出所した人の人権に関する理解と普及

- (1) 刑を終えた人やその家族に対する先入観を払拭し、偏見や差別を無くすよう啓発を推進します。
- (2)刑を終えた人を受け入れる企業等地域社会の形成に努めます。

10. 犯罪被害者やその家族の人権

【現状と課題】

犯罪被害者やその家族は、犯罪による直接的な被害のみならず、事件の後遺症やマスメディアの行き過ぎた取材や報道、周囲の人々の心ないうわさ、中傷、偏見等の精神的被害、失業や廃業、働き手を失い経済的被害を受けるなどの二次的被害に苦しめられています。

国は、平成17年(2005年)に「犯罪被害者等基本法」及び「犯罪被害者等基本計画」を策定しました。また、毎年11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等に関する国民の理解を深めるための事業を実施していますが、各種の支援体制は十分とはいえず、今後も行政・司法・民間団体等が被害者支援に取り組み、被害者等の人権の保障を図るとともに、一人ひとりが犯罪の被害に遭った人の置かれている状況を理解し、支援に協力していく必要があります。

【基本方針】

犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者の平穏への配慮の重要性等についての 認識を深める啓発活動を推進するとともに、相談・支援体制の強化に努めます。

啓発活動の推進及び相談・支援体制の強化

- (1)犯罪被害者等の現状や支援の必要性について、市民が認識を深めるために啓発を推進します。
- (2)国や県、関係団体等と連携し、相談・支援体制の強化に努めます。特に県では、警察や 民間援助センターを中心に、犯罪被害者等に対する相談等の支援体制を整備しているため、 県との連携・協力を十分に図り、相談者への迅速かつ適切な救済に取り組みます。

11. インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

情報通信技術の進展は、私たちの生活や産業に大きな変化をもたらしています。インターネットや携帯電話の普及に伴い、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上し、生活は便利になりましたが、一方で、情報発信の匿名性を悪用して、個人に対する誹謗・中傷や差別的な掲示、プライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載等、人権にかかわる問題が生じています。

また、インターネットを介した個人情報の流失や有害サイトを利用して犯罪に巻き込まれるなど、新たな問題も発生しています。

このような状況から、平成14年(2002年)5月に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)が施行され、インターネットや携帯電話の掲示板における権利侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者等に促し、被害者の救済が図られることになりました。

しかし、インターネットによる人権侵害は、増加傾向にあるのが現状です。

【基本方針】

インターネットや携帯電話の利用上のルールやマナー等について啓発を進めるとともに、 児童生徒に対する情報教育を充実します。また、人権を侵害する恐れのある書き込み等については、関係機関と協力して適切に対応します。

啓発の推進及び人権問題への対応

- (1)インターネットに潜む危険性と、人権を侵害するような情報掲載をしないよう、啓発を推進します。
- (2)インターネット上に差別の助長や名誉き損、プライバシーを侵害する書き込み等を確認した際は、「プロバイダ責任制限法」に基づき、国や県、関係団体等との連携を図り、被害者の救済に向け、文言の削除等適切に対応します。

12. 北朝鮮当局による拉致問題

【現状と課題】

平成14年(2002年)9月に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮(朝鮮民主主義人民 共和国)は、拉致について国家的関与を認めて謝罪し、平成16年(2004年)までに政府が 認定した17人の拉致被害者のうち5人とその家族8人の帰国が実現しました。その後、日朝 間の協議は断続的に行われてきましたが、残る被害者の安否に関する納得のいく説明はあ りません。

平成18年(2006年)6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権問題への対処に関する法律」が施行され、拉致問題に関する啓発は、国及び地方公共団体の責務と定められました。拉致問題は、国家主権にかかわる問題であるとともに、重大な人権侵害であり、国民世論及び国際世論の後押しが必要との観点から、国民の認識を深め、国際社会の理解を求める情報発信がなされています。また、同法では、毎年12月10日から16日を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、全国的に拉致問題に関する啓発活動が実施されています。

【基本方針】

拉致問題に対する市民の関心と認識を深めるための啓発活動を、国や関係団体等と連携を図りながら推進します。

拉致問題に対する啓発活動の推進

(1) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間をはじめとするあらゆる機会において、拉致問題に対する市民の関心と認識を深めるための啓発を推進します。

13. 災害時における人権への配慮

【現状と課題】

平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災は、地震と津波により多くの尊い 人命や、人々の平穏な暮らしを奪いました。

また、被災された方々が、その後の避難所生活においてもプライバシーが保護されないという問題のほかに、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、環境に不慣れな外国籍住民等の「災害時要援護者」や女性への配慮が問題となりました。

さらに、福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染により、農業、水産業等が受けた 風評被害や、避難者が避難先で受けた一部の心ない対応により、心身ともに苦しむなどの人 権侵害が起こりました。

災害時に、すべての人の人権が適切に守られるよう、一人ひとりが人権への配慮について、 関心と認識を深めることが必要です。

【基本方針】

災害時においても、人権が守られ、安心した生活が送れるよう人権に配慮した啓発を推進 します。

啓発活動の推進及び災害時の対応

- (1)災害時における人権問題に対する関心と認識を深めるための啓発活動を、国や県、民間団体等との連携を図りながら推進します。
- (2)相談、支援、情報の伝達、避難所の体制の構築にあたっては、人権に十分配慮しながら対応します。

14. その他の人権問題

【現状と課題】

前述の他にも、次にあげるような人権問題が存在します。

また、今後、新たに生じる人権問題等についても、それぞれの問題の状況に応じた取り組 みが必要となってきます。

(1) 性の多様性(LGBT※)

性的指向、性同一性障害のある人に対する雇用面における制限や差別、性の区分を前提とした社会生活上の制約等の問題があります。

性の多様性(LGBT)

性的指向及び性の自己認識を指して、LGBTと呼ばれることがあり、それらは一般的に、次のことを指します。

L:女性の同性愛者(Lesbian, レズビアン)

G: 男性の同性愛者(Gay, ゲイ)

B: 両性愛者(Bisexual, バイセクシュアル)

T:性同一性障害(Transgender, トランスジェンダー)

(2)ホームレス

路上生活者、野宿者等安定した居住の場所を有しない者、いわゆるホームレスと呼ばれている人たちは、その自立を妨げる様々な要因があり、住居の確保が困難であったり、暴行を受けるなどの問題が生じています。

【基本方針】

人権問題の解決には、市民一人ひとりが人権問題について、正しく理解をする必要があります。あらゆる人権問題の解決に向けた啓発の推進や人権相談体制の充実に努めます。

第6章 人権教育・啓発の推進

人権とは、すべての人間が、人間の尊厳に基づいてもっている固有の権利であって、社会 を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営 むために欠かすことのできない権利です。

また、余暇時間の増大とあいまって、人々はより充実した人生を送りたいと願い、生涯に渡って様々な知識を得るため、いつでも、どこでも、誰でもが自由に学習ができ、生きがいのもてる社会づくりを求めています。このような社会づくりを目指すためには、その柱に人権文化を創造し、人権尊重の理念を広めることが不可欠です。

市民一人ひとりが日常生活において、人権にかかわる様々な問題に気づき、あらゆる生活の場を学習機会と捉え、自発的に参加し、常に考える習慣を身に付けることが大切です。人権に対する正しい知識と人権感覚を身に付け、「人権感覚の満ちあふれた社会を構築していく中心は自分自身である」という意識を育むことによって、人権尊重の輪が社会全般に広がり、人権が普遍的文化として根付く社会が創られていきます。

「(改定)八潮市人権施策推進指針」は、「人権の世紀」といわれる21世紀の八潮市を見つめ、市民一人ひとりが幸福を最大限に追求することができる平和で豊かな社会の構築のための基本となるものであり、市をはじめとして市民や企業及び各種団体が協力し合い、創意工夫をしながら人権教育・啓発の施策を推進するものです。

1. あらゆる場を通じた人権教育

(1)学校教育における人権教育

人権教育は、ただ単にどれだけ知識を得たかということではなく、教育によって得た知識をいかに自分のものとして行動に移せるかということが重要です。

人権教育の実施にあたっては、就学以前の幼児期から人権を尊重する心がまえと態度を育てることが大切であり、学校教育においては各発達段階に応じ、体系的かつ実践的な人権教育の推進が必要です。

学校教育における人権教育の果たす役割は大きく、人格形成上、重要な位置をしめるもので、一人ひとりの違いを認め理解させることは、人を思いやる心や感性を育成することにつながります。子どもたちが自ら考え、学びの主体者として育ち、学校生活や日常生活の場での仲間づくりを通して豊かな感性と生命・人権を尊重する精神を育てること、また、お互いの違いを認め合い、他人を大切にする態度を育成し、知識理解に留まることなく行動に結びつけ、生涯に渡り実践していく力を身に付けさせることが重要です。

本市では、「みんなでいじめをなくすための条例~いじめゼロ条例~」を平成27年(2015年)9月に制定しました。子どもの心身を傷つけ、人権を侵害することとなるいじめは、どのような理由があろうと絶対に許すことのできない卑劣な行為であり、それぞれの子どもが一人の人間として尊重され、その成長が保障される環境を整備することは、すべての者に求められる喫緊の課題です。子どもたちが尊い命を大切にし、友達や周囲の人に対する思いやりの心

を持ち続けることを誓う「八潮市子ども憲章」を定めるとともに、学校においては、いじめを「うまない、見のがさない、ゆるさない」との強い意志に基づき、「いじめ撲滅3原則」を掲げ、子どもたちが自ら学び、取り組むよう訴えています。

また、学校における人権教育の推進は教職員が担い手です。その教職員が人権教育を正しく理解し、自ら人権尊重の精神に徹し、正しく人権教育を実践できるよう、研修会や講習会等を開催し、知識や行動等を身に付けるよう教職員のなお一層の資質の向上に努めます。

(2)社会教育における人権教育

「(改定)八潮市人権施策推進指針」が目指すものは、普遍的な人権文化の創造であり、人権が当たり前のこととして尊重され、一人ひとりが自然に習慣として人権尊重に基づく行動ができる社会の実現です。

人権を尊重する社会を実現させるためには、市民一人ひとりが人権の尊重について正しく 理解することが重要です。人権についての理解を深め、人権の意義やその重要性が知識とし て確実に身に付けられることを目指して行われる人権教育・啓発の果たす役割は極めて大き いことから、市民と人権教育・啓発の実施主体である八潮市が相互に十分な連携と協力によ り、総合的にその推進に努めることが重要です。

また、近年は交通や通信の発達に伴い、政治・経済のみならず日常生活においても急速な 国際化が進展しています。様々な文化との出会いなど相互の交流を通じて、互いの価値観や 人権尊重の意義・感覚を育てるなど、国際化時代に対応していく必要があります。

このことから、生涯学習を進めるための各種施策を通じて、これまでの事業内容を人権の 視点から捉え直すとともに、人権にかかわる様々な学習機会の創出や生涯学習関係機関と の連携・協力体制を強化し、人権に関する学習を推進していくことが重要です。また、幼児か ら高齢者にいたる幅広い層を対象として、それぞれのライフサイクルに対応した人権に関する 学習機会の一層の充実を図ることが必要です。

さらに、学習意欲を喚起するための学習プログラムの開発、参加型学習である体験学習や 身近な課題等を取り上げるなど、創意工夫をしていくことが大切です。このため、人権に関し 幅広い識見のある人材を活用するなど指導者層の養成及び資質の向上に努めます。

なお、人権教育・啓発を市民全体に浸透させるためには、市民意識の現状を知る必要があります。人権教育・啓発に関する手法や体系について調査・研究し、市民の人権問題に関する意識の把握に努めるとともに、効果的な人権教育・啓発のために様々な条件整備に努めます。

(3)家庭における人権教育

日常生活の中に人権教育を浸透させるためには、最小社会である家庭は、重要な位置を しめ、幼児期からの豊かな情操や思いやり、善悪の判断等人間形成の基礎を育むうえで家 庭教育の果たす役割は極めて重要です。

今日、少子化、核家族化が進行する中、家庭や地域における教育機能の低下や地域のつながりの希薄化等により、身近に相談する相手がいないため、子育てへの不安が高まってい

る場合が多くみられます。このような家庭にあっては、豊かな人間性を育むための教育そのものが十分に行われず、人権感覚が育ちにくくなっていると考えられます。

このことから、保護者に対して子育てについての啓発を行うとともに、各種の相談活動の充実に努めます。さらに、地域で人権感覚を備えた子どもを育てる環境を整備するため、体験活動機会の提供や活動情報の提供に向けた体制の整備に努めます。

また、家庭教育の中心となる保護者自身があらゆることに偏見を持たず、差別をしないことなど、日常生活を通じて身をもって子どもに示していくことが必要です。このことから、PTA等と連携・協力しながら人権に関する研修会を実施し、それぞれの家庭における人権意識の高揚に努めます。

(4)企業における人権教育

一人ひとりが希望にあふれ、安心して働ける社会を実現するためには、各人の人格の尊重・職業選択の自由が保障され、その能力を活かすことのできる職業に就くことができるよう職業選択の機会均等の確保を図ることが重要な課題のひとつです。

このため、労働者及び使用者の人権意識の高揚を図るため、労働セミナーの開催や商工だより等を通じて人権教育・啓発の充実に努めます。また、企業等において応募者の能力に基づく公正な採用選考システムの確立とその実施が行われるように関係機関と協力し啓発に努めます。

(5)行政における人権教育

行政は、市民に対し人権教育を推進するうえで中心的な役割を果たす機関であり、特に職員は人権問題を正しく理解し、それぞれの職務を通じて人権を守るという重要な責務を担っています。

人権尊重の行政を推進していくためには、すべて職員が差別の実態や現実から正しく学び、同和問題をはじめとした人権問題の解決を自らの課題として捉え、職員一人ひとりが「人権啓発の指導者である」ことを認識し、日常業務に従事できるよう資質の向上に努めます。

(6)福祉・医療関係者における人権教育

社会における高齢化は、今後、さらに進行することが予測され、それに伴い私たちの生活にしめる福祉や医療に対するニーズが高まり、福祉や医療に従事する人々が増加することが予想されます。福祉や医療に従事する人々の人権教育・啓発の充実に努めます。

2. 効果的な啓発活動の実施

21世紀は「人権の世紀」ともいわれており、市民一人ひとりの日常生活の中に人権意識が根付くことが必要です。人権教育を効果的に推進するためには、人権意識の向上を目指して、学習機会の拡大・充実を図るとともに、様々な条件整備に努め、人権問題が差別等を受けている一部の人だけの問題ではなく、すべての人にかかわる問題であることを認識する必要が

あります。

本市においては、平成17年(2005年)6月策定の「八潮市人権施策推進指針」をもとに同和問題をはじめとする、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国籍住民等多くの人権問題について、それぞれの分野で啓発活動を展開してきました。さらに総合的な教育・啓発を推進するために、人権という視点から各種の重要課題に取り組み、教育・啓発を充実させ、人権意識を育むための総合的な教育・啓発活動システムを構築することが大切です。

人権という文化を築き上げていくためには、あらゆる場で、あらゆる人に、あらゆる手法による人権教育・啓発を進める必要があります。そのために、次のような条件整備に取り組んでいきます。

(1)効果的な手法の採用

これまでの人権問題に関する教育は、知識理解を中心とした講義形式、あるいは、印刷物による啓発のように定型的学習を中心に啓発・研修を推進してきました。この形式は、基礎的な人権教育を実施する場合は非常に有効で、実際に多くの人が様々な人権問題について正しい知識をもつようになってきておりますが、今後は定型的学習の他に、参加型や体験型の教育内容を取り入れるなど、学習方法の創意工夫に努めていきます。

人権意識を日常生活の中に根付かせるためには、市民の関心を呼び起こし、正しい知識を得て正しい行動に発展できるよう魅力的な啓発方法及び情報の提供等学習内容の充実・整備が必要です。

(2)視聴覚教材の整備

ビデオや映画等の人権教育のための視聴覚教材は、手軽に利用できる人権教育の手段です。このため、優れた視聴覚教材の確保・活用に努めます。

(3)人権情報の提供

多様な人権課題や学習要求に応えるためには、様々な文献や資料等最新情報の提供が必要です。このため、従来の印刷媒体による伝達を充実させるとともに、情報の早期伝達を図るための広域的な啓発手法の調査・研究に努めます。

(4)推進体制の整備

八潮市人権施策推進本部では、国・県、埼葛郡市12市町等と連携し、人権教育・啓発を推進します。

3. 連携体制

(1)国・県との連携

人権教育・啓発の推進が広域的な取り組みとして展開されるように、国・県の人権に関係 するあらゆる部局と連携し、より効果的な人権教育・啓発を推進します。

(2)近隣市町との連携

人権教育・啓発を広域的かつ有効に推進していくために、本市を含む埼葛郡市12市町は「埼葛郡市人権施策推進協議会」を組織し、これまで市民を対象とした講演会や、各階層別の職員を対象とした研修会、教職員を対象とした現地研修会、担当者の現地研修や研修会等を連携して実施してきました。

今後は、より効果的な啓発方法の研究等を含め、埼葛郡市12市町等と連携・協議を図りながら人権教育・啓発を推進します。

(3)民間団体との連携

人権を日常生活のすみずみまで浸透させ、人権文化を確立するためには、行政や学校といった公的な部門の取り組みだけでは不十分です。民間のあらゆる部門で人権教育の取り組みが積極的に図られる必要があります。

今後、各種団体に人権教育の取り組みの充実を促すとともに、人権問題に取り組む民間 団体との連携・協議を図りながら、人権教育・啓発を推進します。

第7章 計画の推進

1. 目標の達成

本指針の推進にあたり、「人権教育及び啓発に関する法律」の趣旨及び本指針の内容を、市民をはじめとした各方面へ隈なく浸透させることを当初の目標とし、『人権』という普遍的文化が確立されることをもって目標の達成とします。

2. 推進体制の整備

- (1)人権教育・啓発の積極的な展開を図るため、「八潮市人権施策推進本部」を核として、緊密な連絡調整を図り、全庁体制で人権教育・啓発を総合的に推進します。
- (2)人権尊重の気運を盛り上げるためには、市民と行政が一体となった取り組みが必要であることから、市民団体や民間団体とも連携を図り、人権教育・啓発の推進を働きかけるとともに、積極的に支援します。
- (3)人権に関する啓発・学習のための資料、学習機会、教材等の情報の要求に対応するため総合的に体系化し提供に努めます。

3. 見直し

この指針の目標年次は、平成37年(2025年)度とし、社会情勢の変化に応じて内容の確認を行い、必要な見直しを実施するものとします。

資 料

世界人権宣言(全文)

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを 承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視 及び軽侮が、人類の良心をふみにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由 が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として 宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えること がないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるの で、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国 民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同 権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水 準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及 び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、こ れらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも 重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この 世界人権宣言を常に念頭におきながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国 の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教 育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内 的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民 とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条(自由平等)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神を持って行動しなければならない。

第2条(権利と自由の享有に関する無差別特遇)

- 1. すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による 差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2. さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非 自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国 又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはな

らない。

第3条(生存、自由、身体の安全)

すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条(奴隷の禁止)

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条(非人道的な特遇又は刑罰の禁止)

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条(法の下に人としての承認)

すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利 を有する。

第7条(法の下における平等)

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条(基本的権利の侵害に対する救済)

すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条(逮捕、拘禁又は追放の制限)

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第 10 条(裁判所の公正な審理)

すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審判を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第 11 条(無罪の推定、罪刑法定主義)

1. 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保護を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定さ

れる権利を有する。

2. 何人も、実行の時に国内法律又は国際法により犯罪を構成しなかった行為又は 不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される 刑罰より思い刑罰を課せられない。

第12条(私生活、名誉、信用の保護)

何人も、自己の私事、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに千渉され、又は名誉及び信用に対し攻撃を受けることはない。人はすべて、このような千渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条(移転と居住)

- 1. すべての人は、各国の境界内において自由に移転及び移住する権利を有する。
- 2. すべての人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第 14 条(迫害)

- 1. すべての人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2. この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に対する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第 15 条(国籍)

- 1. すべての人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2. 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第 16 条(婚姻と家庭)

- 1. 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻 し、かつ生活をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、 婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2. 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3. 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団巣位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条(財産)

- 1. すべての人は、巣独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2. 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条(思想、良心、宗教)

すべての人は、思想、良心及び宗教の自由を享有する権利を有する。この権利は、 宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私 的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって、宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条(意見、発表)

すべての人は、意見及び表現の自由を享有する権利を有する。この権利は、千渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を超えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条(集会、結社)

- 1. すべての人は、平和的に集会及び結社の自由を享有する権利を有する。
- 2. 何人も、結者に属することを強制されない。

第 21 条(参政権)

- 1. すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2. すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3. 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保護される投票手続きによって行われなければならない。

第 22 条(社会保障)

すべての人は、社会の一員として、社会保護を受ける権利を有し、かつ、国家的努力 及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の 人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利の実現に 対する権利を有する。

第23条(労働の権利)

- 1. すべての人は、労働し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な労働条件を確保し、 及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2. すべての人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の労働に対し、同等の報酬 を受ける権利を有する。
- 3. 労働する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保護する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4. すべての人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに加

入する権利を有する。

第 24 条(休憩、余暇)

すべての人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び 余暇をもつ権利を有する。

第25条(生活の保障)

- 1. すべての人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配隅者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保護を受ける権利を有する。
- 2. 母と子は、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的な保護を受ける。

第 26 条(教育)

- 1. すべての人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2. 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3. 親は、子に与えられる教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条(文化)

- 1. すべての人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2. すべての人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的 及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条(社会的国際的秩序)

すべての人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条(社会に対する義務)

1. すべての人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能であ

る社会に対して義務を負う。

- 2. すべての人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保護すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3. これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条(権利と自由に対する破壊的行動)

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に徒事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

平成12年12月6日公布·施行 (法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という)に のっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の青務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に 寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ啓発的な推進を図るため、 人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。但し、第8条の規定は、この法律の施行の日の 属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年 法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する 施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏 まえ、見直しを行うものとする。

(衆議院)

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、 地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等を踏まえ、 充実したものにすること。
- 3 「人権の21世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

(参議院)

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、「人権の21世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について 格段の努力をすべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権に かかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連10年」に関する 国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることをかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。

右決議する。(※原文は縦書き)